

平和憲法を、未来へ!

2022年
新署名
スタート

STOP改憲

憲法を変えることより、
くらしに生かすことが大事!



改憲(憲法を変える)を議論することは必要では?

「憲法」とは、身勝手な政治をしないで国民の人権を保障するように、国が守らなければならない義務です。国民の多数が望むなら、議論を尽くして改憲することはあるでしょうが、憲法に問題があるという声は多数ではありません。また、憲法を変えなくても多くは法律で対応できます。改憲を求める人々は、国民の声より「憲法9条」を変更することに執着しており、最初から改憲を前提にした議論を進めることは危険です。



9条を変えるとどうなるの?

自民党の改憲案の核心は、憲法9条に「自衛隊」を明記することです。明記しても何も変わらないと言いますが、実際は大きく変わり、自衛隊が「軍隊」になることを意味します。そして「国防」が国民の義務とされ、自由や権利の制限、メディア統制も起りうる社会になります。中国や北朝鮮を引き合いに出して9条を変えて軍備を増強する道より、今のままの9条を活かし平和外交に努力する方が、最も安全で確かな道です。



コロナ対応のために憲法は変えたほうがいいのか?

裏面署名の「改憲4項目」とは、①自衛隊の明記、②緊急事態条項の創設、③合区解消、④教育の充実のことで、最近ではコロナ対応のために、②をつくる改憲をするべきだと主張し始めました。しかし条項は、緊急事態宣言とは全く別物で、政府が国会の関与なく私権制限ができるようになる独裁政治に通じる制度です。諸外国でもコロナで発動した国はほとんどありません。緊急事態条項の創設を口実にした改憲は、必要ありません。

改憲必要ないね
と、思ってくれた皆さん。
「署名」や「投票」で意思を
示していきましょう。



家族や友人、知人に署名をすすめましょう。

- 2022年から本格スタートの署名です。今まで9条を守る署名をした方も、この署名にご参加いただけます。年齢国籍を問わず、どなたでもできます。
- 署名用紙が足りない時は、取り扱い団体HPや裏面のコードから、ダウンロード。またはネット署名もできます。
- 集めた署名は、署名用紙下の幹事団体やお近くの市民団体、労働団体、地域9条の会などにお渡しください。または、以下までお送りください。

第1次集約 **6月30日** 最終集約 **2022年末**



「戦力」を競うのではなく、
世界の人々と手をつなぐ道を!



9条改憲NO! 全国市民アクション岩手の会 岩手県生協連・岩手県消団連

〒020-0690 滝沢市土沢220-3 Tel. 019-684-2225 Fax. 019-684-2227

岩手県生協連



内閣総理大臣 様
衆議院議長 様
参議院議長 様

憲法改悪を許さない全国署名

行き詰まって相次いで政権を投げ出した安倍・菅政権をひきついだ岸田文雄政権は、2021年の総選挙で改憲発議に必要な3分の2の議席を手に入れました。岸田首相は中国や朝鮮を念頭に違憲の「敵基地攻撃能力の保有」となえ、歴代政権がかろうじて維持してきた防衛費の対GDP比1%以内の原則をも放棄して2%以上を主張するなど、米国をはじめ欧米諸国との軍事協力を強化し、「戦争する国」づくりを進め、アジアの緊張を高めています。しかし、この道の障害になるのが憲法9条など、日本国憲法の理念です。

改憲派は次の参議院選挙をにらみながら、9条に自衛隊を書き込むこと、緊急事態条項を創設することなどを内容とする自民党改憲4項目案をベースにして、国会の憲法審査会での改憲案づくりを急ごうとしています。

私たちは国会が改憲の発議をすることを許さず、すべての戦争に反対し、憲法を生かし、平和と民主主義、人権、環境、暮らし・医療・公衆衛生向上などを実現する政治を求めます。

【請願事項】

- 1、自民党が提唱する憲法9条に自衛隊を書き込むことなどの改憲4項目に反対します。
- 2、憲法を生かし、平和と民主主義、人権、環境、暮らし・医療・公衆衛生などの向上を実現する政治を求めます。

名 前	住 所

※いただいた署名は国会請願と首相への要請以外には用いません。



9条改憲NO!
全国市民アクション))



ネット署名
もあります

twitter.com/no9kaikenno
instagram.com/9jyokaikenno/
facebook.com/kaikenno/
info@kaikenno.com



HP kaikenno.com

〒101-0064 東京都千代田区猿楽町1-2-3 錦華堂ビル4A TEL:03-5280-7157

9条改憲NO!
全国市民アクション岩手の会
幹事団体

岩手県消費者団体連絡協議会
岩手県生活協同組合連合会

〒020-0690 滝沢市土沢220-3

電話：019-684-2225

憲法改悪反対岩手県共同センター

〒020-0015 盛岡市本町通2-1-36 浅沼ビル5階

電話：019-625-9191

平和環境岩手県センター

〒020-0022 盛岡市大通1-1-6 岩手教育会館3F

電話：019-623-9201

取り扱い団体